

令和8年8月改定版 高額療養費制度（自己負担限度額）のご案内

70歳未満の方の自己負担限度額（令和8年8月～）

70歳未満の所得区分と限度額

健保の標準報酬月額または国保の年間所得に基づき、ア～オの5つの区分に分類されます。

被保険者の所得区分	自己負担限度額（月額）	新 年間上限	多数該当※
【区分ア】 83万円以上 / 901万円超	270,300円＋ (医療費－901,000円) × 1%	1,680,000円	140,100円
【区分イ】 53万～79万円 / 600万～901万円	179,100円＋ (医療費－597,000円) × 1%	1,110,000円	93,000円
【区分ウ】 28万～50万円 / 210万～600万円	85,800円＋ (医療費－286,000円) × 1%	530,000円	44,400円
【区分エ】 26万円以下 / 210万円以下	61,500円	530,000円	44,400円
【区分オ】 住民税非課税	36,900円	290,000円	24,600円

※過去12ヶ月以内に3回以上、上限額に達した場合は4回目から多数該当となり、自己負担額が軽減されます。

70歳以上の方の自己負担限度額（令和8年8月～）

70歳以上の所得区分と限度額

窓口負担割合（3割または1・2割）と所得に基づき分類され、外来のみの個人単位の上限と、世帯単位の上限が設定されています。

割合	被保険者の所得区分	自己負担限度額（月額）	新 年間上限	多数該当※
3割	【現役並みⅢ】 83万円以上	270,300円＋ (医療費－901,000円) × 1%	1,680,000円	140,100円
	【現役並みⅡ】 53万～79万円	179,100円＋ (医療費－597,000円) × 1%	1,110,000円	93,000円
	【現役並みⅠ】 28万～50万円	85,800円＋ (医療費－286,000円) × 1%	530,000円	44,400円
1割・2割	【一般】 26万円以下	61,500円 (22,000円)	530,000円 (216,000円)	44,400円
	【低所得者Ⅱ】 非課税	25,700円 (11,000円)	290,000円 (96,000円)	24,600円
	【低所得者Ⅰ】 非課税/所得一定以下	15,700円 (8,000円)	180,000円	—

※（ ）書きの金額は外来（個人単位）の上限額です。

※現役並み所得者の月単位の限度額は「外来＋入院（世帯ごと）」の金額です。

※過去12ヶ月以内に3回以上、上限額に達した場合は4回目から多数該当となり、自己負担額が軽減されます。